

「(仮称) 守口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」の骨子案

項目	国基準	守口市の考え方
利用定員	第4条第1項 ・特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る）は、その利用定員の数を20人以上とする。	国基準どおり
	第4条第2項 ・特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の区分に応じ、子ども・子育て支援法第19条第1項第1号から第3号までの認定区分（※下記参照）ごとに利用定員を定める。ただし、3号認定の子どもの区分については、1歳未満と1歳以上にさらに区分して利用定員を定める。 ①認定こども園 1号認定から3号認定までの各子どもの区分 ②幼稚園 1号認定の子どもの区分 ③保育所 2号認定及び3号認定の子どもの区分 ※認定の区分 1号認定…保育を必要としない満3歳以上の小学校就学前子ども 2号認定…保育を必要とする満3歳以上の小学校就学前子ども 3号認定…保育を必要とする満3歳未満の小学校就学前子ども	国基準どおり
内容及び手続の説明及び同意	第5条第1項 ・教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、運営規程の概要（施設の目的・運営方針、教育・保育の内容、開所日・時間等）、職員の勤務体制、利用者負担その他の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、教育・保育の提供開始について利用申込者の同意を得なければならない。	国基準どおり
	第5条第2項～6項 ・利用申込者からの申出があった場合には、説明文書の交付に代えて、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を記録した電子ファイルを次に掲げる電磁的方法により提供することができる。 ①電子メールによる送信	国基準どおり

	<p>②ダウンロード可能な電子ファイルのホームページへの掲示</p> <p>③磁器ディスク、CD-ROM等の記録媒体による提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 前項により提供する場合の電子ファイルは、利用申込者が印刷可能なものでなければならない。 ・ 電磁的方法により提供しようとする場合は、あらかじめ、利用申込者に対し、電磁的方法の種類及び電子ファイルへの記録の方式を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 ・ 利用申込者から電磁的方法による提供の承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び電磁的方法による提供の承諾をした場合は、この限りでない。 	
<p>利用申込みに対する正当な理由のない提供の拒否の禁止等</p>	<p>第6条第1項～4項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定教育・保育施設は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。 ・ 特定教育・保育施設のうち、幼稚園又は認定こども園は、利用の申込みに係る1号認定の子どもの数及び現に利用している1号認定の子どもの総数が、1号認定の子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。 ・ 特定教育・保育施設（保育所又は認定こども園）は、利用申込みに係る2号又は3号認定こどもの数及び現に利用している2号又は3号認定子どもの総数が、2号又は3号認定の利用定員の総数を超える場合においては保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。 ・ 特定教育・保育施設は、上記の選考方法をあらかじめ支給認定保護者に明示したうえで、選考を行わなければならない。 	<p>国基準どおり</p>
	<p>第6条5項</p>	<p>国基準どおり</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・特定教育・保育施設は、自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を講じなければならない。 	
あっせん、調整及び要請に対する協力	<p>第7条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の利用について子ども・子育て支援法第42条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 ・特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所）は、2号認定又は3号認定の子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 	国基準どおり
需給資格等の確認	<p>第8条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定教育・保育施設は、特定教育等の提供を求められた場合は、支給認定証により支給認定の有無、子どもの区分、有効期間等を確認するものとする。 	国基準どおり
支給認定の申請に係る援助	<p>第9条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定教育・保育施設は、支給認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。 ・特定教育・保育施設は、支給認定の変更の認定の申請が遅くとも支給認定保護者が受けている支給認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りではない。 	国基準どおり
心身の状況等の把握	<p>第10条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定教育・保育施設は、子どもの心身の状況、置かれている環境等の把握に努めなければならない。 	国基準どおり
小学校等との連携	<p>第11条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定教育・保育施設は、特定教育等の提供の終了に際して、小学校における教育又は他の特定教育等において継続的に提供される教育等との円滑な接続に資するよう、密接な連携に努めなければならない。 	国基準どおり
教育・保育提供の	<p>第12条</p>	国基準どおり

記録	<ul style="list-style-type: none"> ・特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。 	
利用者負担額等の受領	<p>第13条第1項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定教育・保育施設は、特定教育・保育（特別利用保育及び特別利用教育を含む）を提供した際は、支給認定保護者から当該特定教育・保育等に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。 	国基準どおり
	<p>第13条第2項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）の、特別利用保育を提供する場合にあっては内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育又は特別利用教育に要した費用を超えるときは、当該現に要した費用の額）の支払を受けるものとする。 	国基準どおり
	<p>第13条第3項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払いを支給認定保護者から受けることができる。 	国基準どおり
	<p>第13条第4項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定教育・保育施設は、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。 <ol style="list-style-type: none"> ①日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用 ②特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用 ③食事の提供に要する費用 ④特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用 ⑤上に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用 	国基準どおり

	<p>であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>第13条第5項～6項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定教育・保育施設は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。 ・特定教育・保育施設は、金銭の支払を求める際は、あらかじめ金銭の支払を求める理由について、保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払については、文書によることを要しない。 	国基準どおり
施設型給付費等の額に係る通知等	<p>第14条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費の支給を受けた場合は、支給認定保護者に対し、当該支給認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。 ・特定教育・保育施設は、法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を支給認定保護者に対して交付しなければならない。 	国基準どおり
特定教育・保育の取扱方針	<p>第15条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ定めるものに基づき、子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。 <p>①幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園教育・保育要領</p> <p>②認定こども園（①を除く） 幼稚園教育要領及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針</p> <p>③幼稚園 幼稚園教育要領</p> <p>④保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園が特定教育・保育を提供するに当たっては、上記②に定めるもののほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない。 	国基準どおり

<p>特定教育・保育に関する評価等</p>	<p>第16条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定教育・保育施設は、自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 ・特定教育・保育施設は、定期的に保護者その他の関係者による評価又は外部の者による評価を受けて、結果を公表し、改善を図るよう努めなければならない。 	<p>国基準どおり</p>
<p>相談及び援助</p>	<p>第17条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定教育・保育施設は、常に支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、子ども又は保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言を行わなければならない。 	<p>国基準どおり</p>
<p>緊急時等の対応</p>	<p>第18条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに子どもに体調の急変が生じた場合等には、速やかに当該子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。 	<p>国基準どおり</p>
<p>支給認定保護者に関する市長への通知</p>	<p>第19条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定教育・保育施設は、子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。 	<p>国基準どおり</p>
<p>運営規程</p>	<p>第20条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。 <ol style="list-style-type: none"> ①施設の目的及び運営の方針 ②提供する特定教育・保育の内容 ③職員の職種、員数及び職務の内容 ④特定教育・保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日 ⑤支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払いを求める理由及びその額 ⑥区分ごとの利用定員 ⑦特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項 ⑧緊急時等における対応方法 ⑨非常災害対策 	<p>国基準どおり</p>

	<p>⑩虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>⑪その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項</p>	
勤務体制の確保等	<p>第21条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 ・特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 ・職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。 	国基準どおり
定員の遵守	<p>第22条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定教育・保育施設は、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、子ども・子育て支援法第34条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第5項又は第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 	国基準どおり
掲示	<p>第23条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。 	国基準どおり
支給認定子どもを平等に取扱原則	<p>第24条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設においては、支給認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。 	国基準どおり
虐待等の禁止	<p>第25条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の職員は、支給認定子どもに対し、子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 	国基準どおり
懲戒に係る権限の濫用禁止	<p>第26条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、児童福祉法第47条第3項の規定によ 	国基準どおり

	り懲戒に関しその子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。	
秘密保持	<p>第27条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 ・特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、業務上知り得た子ども又は家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。 ・特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、支給認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該支給認定子どもの保護者の同意を得ておかなければならない。 	国基準どおり
情報の提供	<p>第28条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。 ・当該特定教育・保育施設は、当該施設について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。 	国基準どおり
利益供与等の禁止	<p>第29条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。 ・特定教育・保育施設は、利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。 	国基準どおり
苦情解決	<p>第30条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定教育・保育施設は、提供した特定教育・保育に関する子どもの家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 ・苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記 	国基準どおり

	<p>録しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。 ・その提供した特定教育・保育に関し、子ども・子育て支援法第14条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び支給認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 ・市町村からの求めがあった場合には、当該改善の内容を市町村に報告しなければならない。 	
地域との連携	<p>第31条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定教育・保育施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。 	国基準どおり
事故発生の防止及び発生時の対応	<p>第32条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。 <ol style="list-style-type: none"> ①事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。 ②事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。 ③事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。 ・子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 ・特定教育・保育施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。 	国基準どおり

	<ul style="list-style-type: none"> ・特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。 	
会計の区分	<p>第33条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定教育・保育施設は、特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。 	国基準どおり
記録の整備	<p>第34条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 <p>①施設の区分に応じ、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領又は保育所保育指針に基づき定める特定教育・保育の提供に当たっての計画</p> <p>②特定教育・保育を提供した際の提供日、内容その他必要な事項の記録に係る必要な事項の提供の記録</p> <p>③支給認定保護者に関する市町村への通知に係る記録</p> <p>④苦情を受け付けた場合の苦情の内容等の記録</p> <p>⑤特定教育・保育の提供により事故が発生した場合の事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	国基準どおり
特別利用保育の基準	<p>第35条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定教育・保育施設（保育所に限る。）が、特別利用保育（※1号認定の子どもが、特定教育・保育施設から受ける保育をいう。）を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準（児童福祉施設設備運営基準）を遵守しなければならない。 ・施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る子どもと法第19条第1第2号に掲げる利用中の子どもの総数が、利用定員の数を超えないものとする。 ・特定教育・保育には特別利用保育を含むものとして、この「特定教育・保育施設の運営に関する基準」の規定（「利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等」の項目の3及び「あっせん、調整及び要請に対する協力」の2の規定を除く。）を必要な読替えを行ったうえで適用する。 	国基準どおり
特別利用教育の基準	<p>第36条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定教育・保育施設（幼稚園に限る。）が、特別利用教育（※2号認定の子どもが、特定教育・保育施設 	国基準どおり

	<p>から受ける教育をいう。)を提供する場合には、学校教育法第 3 条に規定する学校の設備、編成その他に関する基準(幼稚園設置基準)を遵守しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る子どもと法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる利用中の子どもの総数が、利用定員の数を超えないものとする。 	
利用定員	<p>第37条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の利用定員については以下のとおりとする。 ①家庭的保育事業 1人以上5人以下 ②小規模保育事業A型及びB型 6人以上19人以下 ③小規模保育事業C型 6人以上10人以下 ④居宅訪問型保育事業 1人 ・上記定員は、事業所ごとに満1歳に満たない子ども及び満1歳以上の子どもに区分して利用定員を定めるものとする。 	国基準どおり
内容及び手続きの説明及び同意	<p>第38条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用申込者に対し、運営規程の概要、連携施設の種類、職員の勤務体制等の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用者の同意を得なければならない。 ・第5条の前項以外の規定は準用する。 	国基準どおり
正当な理由のない提供拒否の禁止等	<p>第39条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定地域型保育事業者は、支給認定保護者からの利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。 ・特定地域型保育事業者は、利用の申し込みに係る子どもと利用中の子どもの総数が、利用定員の総数を超える場合においては保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いとも認められる子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。 ・特定地域型保育事業者は、上記の選考方法をあらかじめ支給認定保護者に明示したうえで、選考を行わなければならない。 ・特定地域型保育事業者は、自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を 	国基準どおり

	紹介する等の適切な措置を講じなければならない。	
あっせん、調整及び要請に対する協力	<p>第40条</p> <p>・特定地域型保育事業の利用について、法第54条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請又は児童福祉法第24条第3項（附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p>	国基準どおり
心身の状況等の把握	<p>第41条</p> <p>・特定地域型保育事業者は、子どもの心身の状況、その置かれている環境等の把握に努めなければならない。</p>	国基準どおり
特定教育・保育施設等との連携	<p>第42条</p> <p>・家庭的保育、小規模保育又は事業所内保育を行う特定地域型保育事業者は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び、必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う特定教育・保育施設（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。</p> <p>①特定地域型保育の提供を受けている支給認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。</p> <p>②特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、必要に応じて、当該特定地域型保育業者に代わって特定教育・保育を提供すること。</p> <p>③当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた支給認定子ども（事業所内保育事業を利用する支給認定子どもにあっては、当該事業所の従業員の小学校就学前子どもを除く。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて特定教育・保育を提</p>	本市の実状に合わせた文言の整理を行います。

	<p>供すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居宅訪問型保育事業を行う者は、障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所支援施設その他の市町村の指定する施設（居宅訪問型保育連携施設）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて居宅訪問型保育を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。 ・事業所内保育事業を行う者であって、利用定員が20人以上のものについては、上記①及び②の連携協力を求めることを要しない。 ・特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもに係る情報の提供その他連携施設等との密接な連携に努めるものとする。 	
<p>利用者負担額等の受領</p>	<p>第43条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業を提供した際は、支給認定保護者から当該特定地域型保育事業に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。 ・特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。 ・当該特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育児の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払いを支給認定保護者から受けることができる。 ・特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払いを支給認定保護者から受けることができる。 <p>①日用品、文房具等の購入に要する費用</p> <p>②特定地域型保育等に係る行事への参加に要する費</p>	<p>国基準どおり</p>

	<p>用</p> <p>③特定地域型保育事業を行う事業所に通う際に提供される便宜に要する費用</p> <p>④そのほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定地域型保育事業者は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。 ・特定地域型保育事業者は、金銭の支払を求める際は、あらかじめ金銭の支払を求める理由について、保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払については、文書によることを要しない。 	
特定地域型保育の取扱方針	<p>第44条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営基準第35条の規程に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針（保育所保育指針）に準じ、それぞれの事業の特性に留意し、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。 	国基準どおり
特定地域型保育に関する評価等	<p>第45条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定地域型保育事業者は、提供する特定地域型保育の質の評価を行ない常にその改善を図らなければならない。 ・特定地域型保育事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、結果を公表し、改善を図るよう努めなければならない。 	国基準どおり
運営規程	<p>第46条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定地域型保育事業者は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 <p>①事業の目的及び運営の方針</p> <p>②提供する特定地域型保育の内容</p> <p>③職員の職種、員数及び職務の内容</p> <p>④特定地域型保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日</p> <p>⑤支給認定保護者から受領する利用者負担その他の</p>	国基準どおり

	<p>費用の種類、支払いを求める理由及びその額</p> <p>⑥利用定員</p> <p>⑦特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項</p> <p>⑧緊急時等における対応方法</p> <p>⑨非常災害対策</p> <p>⑩虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>⑪その他運営に関する重要事項</p>	
勤務体制の確保等	<p>第47条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 ・特定地域型保育事業者は、当該特定地域型保育事業所ごとに、特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 ・特定地域型保育事業者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。 	国基準どおり
定員の遵守	<p>第48条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定地域型保育事業者は、利用定員を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定地域型保育に対する需要の増大への対応、子ども・子育て支援法第34条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 	国基準どおり
記録の整備	<p>第49条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 ・支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 <p>①保育所保育指針に基づき定める特定地域型保育の提供に当たっての計画</p> <p>②特定地域型保育を提供した際の提供日、内容その他必要な事項の記録に係る必要な事項の提供の記録</p> <p>③支給認定保護者に関する市町村への通知に係る記</p>	国基準どおり

	<p>録</p> <p>④苦情を受け付けた場合の苦情の内容等の記録</p> <p>⑤特定地域型保育の提供により事故が発生した場合の事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	
準用	<p>第50条</p> <p>第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業について準用する。</p>	国基準どおり
特別利用地域型保育の基準	<p>第51条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定地域型保育事業者が法第19条第1項1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用地域型保育（※1号認定の子どもが、内閣府令で定める1日当たりの時間及び期間の範囲内で、特定地域型保育事業者から受ける保育をいう。）を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守すること。 ・特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る子どもと利用中の子どもの総数（法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特定利用地域型保育を提供する場合には、当該子どもの数を含む。）が、利用定員の数を超えないものとする。 	国基準どおり
特定利用地域型保育の基準	<p>第52条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特定利用地域型保育（※特定地域型保育のうち2号認定の子どもに対して提供される保育をいう。）を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。 ・特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る子どもと利用中の子どもの総数（法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用地域型保育を提供する場合には、当該子どもの数を含む。）が、利用定員の数を超えないものとする。 	国基準どおり

<p>施行期日</p>	<p>附則第1条 この府令は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。</p>	<p>国基準どおり</p>
<p>特定保育所に関する特例</p>	<p>附則第2条 特定保育所（※下記参照）が特定教育・保育を提供する場合にあっては、当分の間、「利用者負担額等の受領」及び「支給認定保護者に関する市町村への通知」の項目における施設型給付費に関する規定を、子ども・子育て支援法附則第6条における委託費に関する規定に読み替えて適用したうえで、特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価を支給認定保護者から受ける際、市町村の同意を得ることを要件とし、「利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等」及び「あっせん、調整及び要請に対する協力」の項目の規定は適用しない。</p> <p>※特定保育所 特定教育・保育施設のうち、都道府県及び市町村以外の者が設置する保育所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保育所は、市町村から児童福祉法第24条第1項の規定に基づく保育所における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。 	<p>国基準どおり</p>
<p>施設型給付費等に関する経過措置</p>	<p>附則第3条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定教育・保育施設が1号認定の子どもに該当する支給認定子どもに対して特定教育・保育又は特別利用保育を提供する場合には、当分の間、「利用者負担額等の受領」の項目における規定を子ども・子育て支援法附則第9条における経過措置の規定に基づき必要な読替えを行ったうえで適用する。 ・特定地域型保育事業者が1号認定の子どもに該当する支給認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する場合には、当分の間、「利用者負担額等の受領」の項目における規定を子ども・子育て支援法附則第9条における経過措置の規定に基づき必要な読替えを行ったうえで適用する。 	<p>国基準どおり</p>
<p>利用定員に関する経過措置</p>	<p>附則第4条 小規模保育事業C型にあっては、この府令の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、第37条第1項中「6人以上10人以下」とあるのは「6人以上</p>	<p>国基準どおり</p>

	15 人以下」とする。	
連携施設に関する経過措置	<p>附則第5条</p> <p>特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市町村が認める場合は、「第42条第1項本文の規定にかかわらず、この府令の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。</p>	国基準どおり